

滝川市地域応援プレミアム商品券概要

1. 販売方法 指定の往復ハガキで郵送により購入事前申込を受け、購入券と引換に販売する。
申込受付期間；令和4年5月25日(水)～6月10日(金)（当日消印有効）
発行冊数を超えた場合は、抽選による。
2. 販売期間 令和4年6月23日(水)～7月6日(水) 9時30分～16時30分
3. 使用期間 令和4年6月27日(月)～令和4年12月26日(月) 6ヶ月間
4. 用途 食料品・衣料品・家具・家電等物販、タクシー、理美容、レストラン・居酒屋等飲食店のほか家の修繕など日々の暮らしに係るお支払いに利用
5. 参加資格 滝川市内に店舗又は事務所を有する事業所
・滝川商工会議所会員・江部乙商工会会員・滝川市商店街振興組合連合会会員
・実行委員会が認めた事業所
（ただし、滝川商工会議所・江部乙商工会・滝川市商店街振興組合連合会会員有無及び大企業等には換金手数料に差異があり。）
6. 参加条件
・滝川市プレミアム付商品券は、現金と同様に扱う。
・換金の際、所定の手数料を支払う。
・おつりは出さない。
・割引商品にも使用できる。
・各店独自等のポイント加算は参加店の自由とする。
・参加店自らの事業上の取引には使用できない。（商品仕入れなど）
・売掛金等の入金には使用できない。
・参加店は、店頭で「参加店証」を掲示する。
・利用者から受け取った商品券には、事業所印を押印する。
・他事業所の押印のある商品券は受け取りを拒否する。
・偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会事務局に申し出る。
・ビール券、図書券、他の商品券や切手の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
・参加店が商品券を購入したときの直接換金は禁止する。
7. 換金手数料
①滝川商工会議所、江部乙商工会、滝川市商店街振興組合連合会会員・・・無料
②上記団体の非会員で、資本金1千万円以下の事業所・・・2.0%
③上記団体の非会員で、資本金1千万円超の事業所・・・5.0%
8. 換金場所 滝川商工会議所、江部乙商工会（最終換金日 R5・1・31）
9. 申込方法 「参加申込書」に必要事項を記入の上、滝川商工会議所、又は江部乙商工会に提出。
10. 申込期日 令和4年5月31日(火)（第1次締切り）

***商品券購入方法等につきましては広報たきかわ6月号でお知らせします。**